

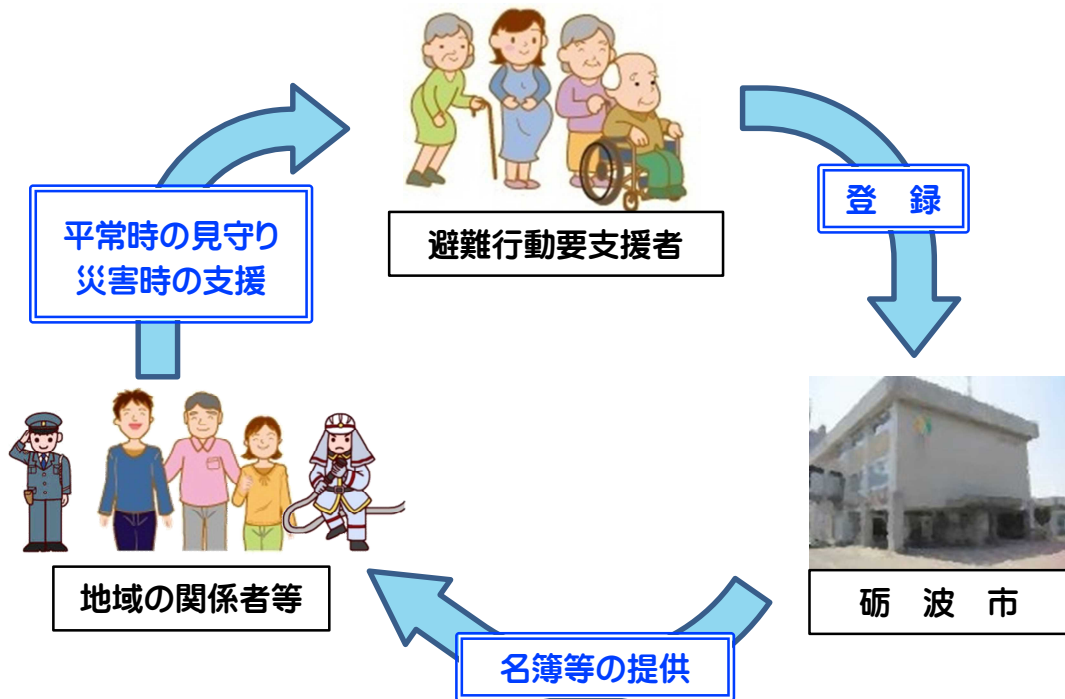
# ～避難行動要支援者登録制度のご案内～

災害が起きた時、  
避難はどうすれば  
いいの…

## 避難行動要支援者名簿への 登録をしましょう！

災害時に一人で避難することが困難で支援が必要となる方(避難行動要支援者)は、ご自分の情報(氏名・住所や身体状況など)を市に登録しましょう。

市は、登録された情報を避難行動要支援者名簿に登載し、地域の関係者(自治振興会、自主防災会、自治会、民生委員児童委員など)や消防・警察に提供し、災害時に地域での安否確認や避難誘導などの避難支援に役立てます。



### ☆登録の対象となる方☆

以下に該当する方で、災害時に避難誘導などの支援が必要な方が対象となります。  
(※施設に入所されている方などは、施設での対応となりますので、本制度に登録する必要はありません。)

- ① 高齢者(75歳以上の単身及び高齢者のみの世帯)
- ② 重度障害者(身体障害の程度が1級若しくは2級、知的障害の程度がA、精神障害の程度が1級)
- ③ 在宅の介護認定者(介護保険法による要介護3以上の認定者)
- ④ 上記以外で在宅の自力避難が困難な者

## 避難行動要支援者の登録をご希望の方は・・・

### ①登録申請書に記入します。

登録を希望される方は、市役所の窓口(社会福祉課)や市ホームページなどから申請書入手し、必要事項を記入してください。ご記入は、ご家族や関係者の方などでもかまいません。

また、避難支援等関係者の欄は、身近に頼める方がいなければ、空欄でも結構です。



### ②申請書を提出します。

記入した登録申請書を市役所窓口(社会福祉課)に持参(本人以外の方でも結構です)するか、郵送で提出してください。



### ③避難行動要支援者名簿に登録して提供します。

市では、申請された内容を避難行動要支援者名簿に登録し、避難行動要支援者本人が属する地域の自治振興会、自主防災会、自治会、民生委員児童委員や消防・警察などに登録された情報を提供します。



#### ■ お問い合わせ先

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

砺波市 福祉市民部 社会福祉課 地域福祉係

0763-33-1111(代表)内線 125・126